

伝統工芸品等産業販路開拓等支援事業 企画提案評価基準

○審査項目、項目別配点、審査の視点

	審査項目	配点	審査の視点
1	業務遂行に対する評価	20	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本県工芸品や製造する事業者に関する知識を有しており、本事業の目的を良く理解して、業務遂行に係る調整業務を円滑に行うことができるか。 ・ 業務実施のための十分な人員体制となっているか。 ・ 過去3年以内において、類似の事業を行った実績があり、かつ、実績の内容から本事業の成果が期待できるか
2	提案に対する評価	70	<p>(1) 参加者の選定 (20点)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 参加者の選定基準は効果的なものか。 </div> <p>(2) 指導・助言 (50点)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指導助言の考え方は、対象事業者の課題解決に効果的なものか。 ・ 課題解決に係る有識者等の人選は適切か。 </div>
3	経費積算の妥当性	10	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経費の積算内容は妥当性があるか。 (積算について、明らかに不適切と認められるときは、当該提案者は選定の対象としない場合がある。)
	合計	100	